

令和7年度 特定共同指導・共同指導（歯科）における主な指摘事項

※以下は、その当時の施設基準、算定要件等に基づき行った指導において指摘した事項であること、また指導において個別の症例等について確認した結果として行った指摘ですのでご注意ください。

1 診療録等の記載

○ 診療録

- ・保険医が、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行っていない。
- ・診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に不備が認められた。
（例：部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない又は記載が不十分である。歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。）
- ・診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に不備が認められた。
（例：症状、所見、診療方針、部位、主訴、点数、負担金徴収額の記載がない。）
- ・診療録の記載方法、記載内容について、次の例が認められた。
（例：行為の手順と異なる記載、行を空けた記載、療法・処置欄の1行に対し複数段の記載、判読困難な記載、欄外への記載、書き換え可能な筆記用具による記載、二本線で抹消せず修正液等による訂正がある。）
- ・独自の略称、現在使用されていない略称を使用している。
- ・最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第6.0版：令和5年5月）に準拠していない事項が認められた。

○ 歯科技工指示書

- ・歯科技工指示書に記載すべき内容に不備が認められた。
（例：設計、作成の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名、当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地、作成が行われる歯科技工所の所在地）

○ 歯科衛生士の業務記録

- ・歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない。

2 基本診療料等

○ 初・再診料

- ・欠損補綴を前提とした抜歯後で診療が継続している時に初診料を算定している。

○ 歯科診療特別対応加算

- ・算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

○ 入院基本料

- ・単なる覚醒、休養等の目的で入院させている。

3 医学管理等

○ 歯科疾患管理料

- ・ 1 回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。
- ・ 歯周病に罹患している患者の管理を行う場合に、歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を作成していない。

○ 総合医療管理加算

- ・ 留意事項通知に定める患者に該当していない。

○ 長期管理加算

- ・ 長期管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

○ 周術期等口腔機能管理計画策定料

- ・ 管理計画書を作成していない。
- ・ 管理計画書の内容を診療録に記載又は管理計画書の写しを診療録に添付していない。

○ 周術期等口腔機能管理料

- ・ 管理報告書を作成していない。
- ・ 管理報告書の内容を診療録に記載又は管理報告書の写しを診療録に添付していない。

○ 根面う蝕管理料

- ・ 患者等に対し、説明した内容の要点を診療録に記載していない。

○ 歯科衛生実地指導料

- ・ 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。
- ・ 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。
- ・ 情報提供文書を作成していない。
- ・ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していない。
- ・ 歯科衛生士による実地指導を 15 分以上実施していない。

○ 歯周病患者画像活用指導料

- ・ 撮影した口腔内カラー写真を診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理していない。

○ 歯科特定疾患療養管理料

- ・ 症状及び管理内容の要点を診療録に記載していない。
- ・ 厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に該当していない。

○ 悪性腫瘍特異物質治療管理料

- ・ 治療計画の要点を診療録に添付又は記載していない。

○ 歯科治療時医療管理料

- ・管理内容（モニタリング結果）及び患者の全身状態の要点を診療録に記載していない。
- **診療情報提供料（Ⅰ）**
 - ・交付した文書の写しを診療録に添付していない。
 - ・診療内容の報告のみを行っている。
- **診療情報等連携共有料**
 - ・交付した文書の写しを診療録に添付していない。
- **薬剤情報提供料**
 - ・同一薬剤で投与目的（効果又は効能）が異なる場合に月2回以上算定を行っている。
- **新製有床義歯管理料**
 - ・情報提供文書の写しを診療録に添付していない。
 - ・情報提供文書を作成していない。
- **肺血栓塞栓症予防管理料**
 - ・弾性ストッキング又は間歇的空気圧迫装置を用いていない。
 - ・肺血栓塞栓症を発症する危険性について評価をしていない。

4 在宅医療

- **歯科訪問診療料**
 - ・第1回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。
- **歯科診療特別対応加算**
 - ・算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。
- **在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料**
 - ・管理計画の要点を診療録に記載していない。

5 検査

- **電氣的根管長測定検査**
 - ・検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。
- **歯周基本検査**
 - ・歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。
- **歯周精密検査**
 - ・歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していない。
 - ・プロービング時の出血の有無及び歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。
- **混合歯列期歯周病検査**
 - ・プラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していない。
- **口腔細菌定量検査**

- ・口腔細菌定量検査の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

○ **歯冠補綴時色調採得検査**

- ・撮影した口腔内カラー写真を診療録及び歯科技工指示書に添付していない。
- ・デジタル撮影した場合の口腔内カラー写真を電子媒体に保存・管理していない。

○ **精密触覚機能検査**

- ・精密触覚機能検査を実施した際に、検査結果を関係学会の定める様式又はこれに準ずる様式に記録していない。

○ **呼吸心拍監視**

- ・重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に該当していない。

○ **医科と共通の検査**

- ・術前の検査について、必要性の認められない検査項目も含めて画一的に実施している。

6 画像診断

○ **総論的事項**

- ・歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない。
- ・歯科エックス線撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない。

○ **診断料**

- ・歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。
- ・歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっている。

○ **歯科画像診断管理加算**

- ・病院である保険医療機関に勤務し専ら画像診断を担当する歯科医師が、歯科パノラマ断層撮影等の読影及び診断を行った結果を文書により当該病院の主治の歯科医師に提供していない。

7 投薬

- ・医薬品医療機器等法の承認事項からみて、不適切な投薬が認められた。
- ・処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている。

8 リハビリテーション

○ **歯科口腔リハビリテーション料1**

- ・調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載していない。

○ **歯科口腔リハビリテーション料3**

- ・指導・訓練内容等の要点を診療録に記載していない。

○ **開口障害の治療**

- ・開口障害の訓練の実施時刻（開始時刻及び終了時刻）、訓練内容を診療録に記載していない。
- ・開口障害に対する整形手術後、顎骨骨折に対する観血的手術後に生じた開口障害又は悪性腫瘍に対する放射線治療後に生じた開口障害に該当していない。

9 処置

（歯の疾患の処置）

○ う蝕処置

- ・算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。
- ・軟化象牙質の除去又は留意事項通知に示すいずれの暫間充填にも該当していない。

（歯内療法）

○ 加圧根管充填処置

- ・緊密な根管充填を行っていない。
- ・根管充填後に歯科エックス線撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影により根管充填の状態を確認していない。
- ・根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。

○ 手術用顕微鏡加算及びN i - T i ロータリーファイル加算

- ・歯科用3次元エックス線断層撮影装置を用いて得られた画像診断の結果を踏まえていない。

（歯周組織の処置）

○ 歯周病処置

- ・歯周病による急性症状時に症状の緩解の目的で特定薬剤を歯周ポケットに注入する場合以外で算定している。

○ 歯周病安定期治療

- ・歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合において、糖尿病の状態により歯周病が重症化するおそれのある場合に、主治の医師からの文書を診療録に添付していない。

○ 歯周病重症化予防治療

- ・ポケット深さが4ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない。

（その他の処置）

○ 暫間固定

- ・エナメルボンドシステムによる暫間固定を行っており、算定できない装着材料料を算定している。

○ 暫間固定装置修理

- ・レジン連続冠固定法に該当しておらず、算定できない暫間固定装置修理を算定している。

○ 口腔内装置

- ・口腔内装置調整・修理について、調整の部位、方法等の診療録への記載がない。
- **歯周治療用装置**
 - ・重度の歯周病で長期の治療期間が予測される歯周病の患者に対して、治療中の咀嚼機能の回復及び残存歯への咬合の負担の軽減等を目的とするために装着する冠形態又は床義歯形態の装置に該当していない。
- **歯冠修復物又は補綴物の除去**
 - ・手術の所定点数に含まれ算定できない手術当日に行われる手術に伴う除去の費用を算定している。
 - ・メタルコアであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に「3 著しく困難なもの」を算定している。
- **有床義歯床下粘膜調整処置**
 - ・旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外に算定している。
- **周術期等専門的口腔衛生処置**
 - ・歯科衛生士の氏名が診療録に記載されていない。
 - ・歯科衛生士が、当該業務に関する記録を作成していない。
- **口腔粘膜処置**
 - ・病変の部位及び大きさ等を診療録に記載していない。

10 手術

- **拔牙手術**
 - ・歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当しておらず、算定できない難拔牙加算を算定している。
 - ・骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当しておらず、算定できない「4 埋伏歯」を算定している。
- **歯根嚢胞摘出手術**
 - ・歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たず、算定できない「1 歯冠大のもの」を算定している。
- **口腔内消炎手術**
 - ・診療録に手術部位、症状及び手術内容の要点を記載していない。
- **歯周外科手術**
 - ・歯周精密検査の結果に基づいて実施していない。
 - ・歯肉剥離搔爬手術又は歯周組織再生誘導手術以外の歯周外科手術について、算定できない手術時歯根面レーザー応用加算を算定している。

11 麻酔

- **静脈内鎮静法**
 - ・術前、術中及び術後の管理の記録を診療録に添付していない。
- **歯科麻酔管料**
 - ・麻酔前後の診察及び麻酔の内容を診療録に記載若しくは麻酔前後の診察につい

て記載された麻酔記録又は麻酔中の麻酔記録を診療録に添付していない。

- ・ 届け出た麻酔に従事する歯科医師以外の歯科医師により歯科麻酔管理料に係る診療を行っている。

○ **周術期薬剤管理加算**

- ・ 専任の薬剤師が病棟薬剤師等と連携して実施した内容について診療録等に記載していない。

12 歯冠修復及び欠損補綴

○ **補綴時診断料**

- ・ 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点について、診療録に記載していない。

○ **クラウン・ブリッジ維持管理料**

- ・ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

○ **歯冠修復**

- ・ 同側に大臼歯による咬合支持がない等、CAD／CAM冠（Ⅲ）を第一大臼歯または第二大臼歯に適応する基準に該当していない。
- ・ CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）、（Ⅳ）の材料の名称およびロット番号等を記載した文書（シール等）が適切に保存・管理されていない。

○ **内面処理加算**

- ・ 歯質に対する接着力を向上するための内面処理（アルミナ・サンドブラスト処理）を行っていない。

○ **有床義歯**

- ・ 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆が完了できなかった場合に義歯を製作した際に、その理由について、診療録に記載していない。

○ **有床義歯修理**

- ・ 修理内容の要点を診療録に記載していない。
- ・ 歯科技工加算に係る預かり日、修理内容について、診療録に記載していない。

13 歯科矯正

○ **歯科矯正診断料**

- ・ 治療計画書を作成していない。
- ・ 届け出た専任の歯科医師以外の歯科医師により行っている。

○ **顎口腔機能診断料**

- ・ 届け出た専任の歯科医師以外の歯科医師により行っている。

○ **歯科矯正管理料**

- ・ 患者又はその家族等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

○ **装着におけるフォースシステムの加算**

- ・ 口腔内の状況、力系に関するチャート、治療装置の設計を記載していない。

14 病理診断

○ 口腔病理診断加算

- ・施設基準の届出を行っておらず算定している。

15 保険外診療

- ・保険診療と保険外診療の峻別を図っていない。

16 診療報酬の請求等に関する事項

○ 届出事項

- ・変更が認められた。

（例：保険医の勤務形態、保険医の異動、保険医の氏名、標榜診療科目、標榜診療時間、標榜診療日、届出事項に係る辞退）

○ 基本診療料の施設基準等

- ・医療情報取得加算について、電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていない。
- ・医療DX推進体制整備加算について、電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていない。

○ 特掲診療料の施設基準等

- ・有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算 1 及び 2 について、常勤の歯科技工士を配置していない。

○ 診療報酬請求

- ・診療録と診療報酬明細書が一致していない。

（例：診療内容、部位、傷病名、所定点数、合計点数、開始年月日）

○ 一部負担金

- ・一部負担金の徴収について、徴収すべき者（親戚）から適切に徴収していない。